

京都市告示第302号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第58条の6第1項の規定による特定子ども・子育て支援施設等に係る確認の辞退について、承認しましたので、法第58条の11の規定により、次のとおり告示します。

令和3年9月1日

京都市長 門川 大作

設置者の名称	施設・事業の種類	施設・事業所の名称	施設・事業所の所在地	辞退年月日
吉本 淳子	認可外保育施設 ※	吉本 淳子	京都市下京区	R3. 9. 30
二上 桃子	認可外保育施設 ※	二上 桃子	京都市中京区	R3. 10. 31
大島 依子	認可外保育施設 ※	大島 依子	京都市上京区	R3. 11. 8

注) 施設・事業の種類が「認可外保育施設」となっている施設・事業所のうち、※の記載がある事業所は、個人事業主として事業を実施しているため、個人情報保護の観点から施設・事業所の所在地の記載を行政区までとしています。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)